

# 公募型プロポーザルにかかる手続き開始のお知らせ

次のとおり、企画提案書の提出を求めます。

令和5年6月26日

世田谷区

## 1 業務の概要

### (1) 契約件名

令和5年度：世田谷区立くぬぎ公園拡張整備基本設計業務委託

令和6年度：世田谷区立くぬぎ公園拡張整備実施設計業務委託

### (2) 対象地 世田谷区立くぬぎ公園（世田谷区世田谷四丁目17番）

既開園区域及び拡張予定地

### (3) 面積 1,773.59㎡

### (4) 目的

くぬぎ公園は、世田谷区役所周辺地区防災街区整備地区計画で公園3号として位置づけられ、通り抜け機能を持った地域の防災に寄与する公園として拡張整備を目指してきたところである。令和4年度には、現地踏査等の基礎調査や地域住民等へのアンケート調査結果、現地での説明会の開催結果から公園拡張整備方針を策定した。本業務では、周辺住民や公園利用者等との意見交換を図りながら公園拡張整備方針に基づき基本設計及び実施設計を行う。

### (5) 内容

<令和5年度>

- ① 既存擁壁の長寿命化に要する調査・措置の検討
- ② 新設擁壁の予備設計
- ③ 既存樹木の外観診断
- ④ 住民説明会の企画・運営
- ⑤ 近隣住民への周知資料の作成及び配布
- ⑥ 公園拡張整備基本設計の作成（既存擁壁等の既存施設の撤去含む）
  - ア 設計計画
  - イ 計画内容の検討
  - ウ 基本設計図の作成
  - エ 概算工事費の算出
  - オ 工期の算定
  - カ 照査
  - キ パース等の作成
- ⑦ 関係法令における許認可手続きの把握と進め方の検討
- ⑧ 打合せ
- ⑨ 報告書作成

## <令和6年度>

- ① 基本計画図についての近隣住民との意見交換会の実施
- ② 近隣住民への周知資料の作成及び配布
- ③ 実施設計（擁壁含む）
- ④ 関係法令における許認可手続きに必要な協議・申請書類等の作成
- ⑤ 打合せ
- ⑥ 報告書作成

## (6) 履行期限

令和5年度：契約日から令和6年3月25日（月）まで（予定）

令和6年度：契約日から令和7年3月24日（月）まで（予定）

※委託契約は単年度ごとに行い、令和5年度の履行内容が良好と認められること、予算が区議会で議決され配当されることを条件として令和6年度の実実施設計業務委託の契約を行う。

※令和5年度の担当部署は世田谷総合支所街づくり課とし、令和6年度の担当部署はみどり33政策担当部公園緑地課とする（予定）。

## 2 参加資格

企画提案提出者は、次に掲げる条件を全て満たすものとし、本プロポーザルに参加できるものは、以下の項目に該当する単体企業とする。

- (1) 世田谷区競争入札参加資格者名簿に登録されており、営業種目「土木設計」の順位格付を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定に該当する者でないこと。
- (3) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。
- (5) 類似した業務の実績を有していること。（年次範囲は問わない）  
類似業務：敷地内に2m以上の高低差のある公園設計
- (6) 以下の項目を満たす技術者を全て配置するものとする。

### ① 主任技術者

次の②擁壁の調査及び設計に関する資格要件と、③公園設計に関する資格要件のうち、一つ若しくは二つの資格要件を満たし、本業務を統括するに相応しい技術者

### ② 擁壁の調査及び設計に関する担当及び照査技術者

技術士（建設部門 道路または土質及び基礎）またはRCCM（道路または土質及び基礎）の資格を有し、過去5年以内に国又は地方公共団体等の擁壁設計に関する業務に技術者として従事した経験を要する者とする。

### ③ 公園設計に関する担当及び照査技術者

技術士（建設部門 都市及び地方計画）、技術士（建設部門 建設環境）、技術士（環境部門 環境保全計画）、技術士（環境部門 自然環境保全）、または登録ランドスケープアーキテクト（RLA）のうち、いずれかの資格を有し、過去5年以内に国又は地方公共団体等の公園設計に関する業務に技術者として従事した経験を要する者とする。

る。

- (7) 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。
- (8) 個人情報に関する社内規定等が整備されていること。

### 3 企画提案書の提出者を選定するための基準

参加表明書等の提出を受けて参加資格の確認を行い、以下の項目について一次審査を実施し、企画提案書の提出予定者を3社程度に選定する。

- ① 企業の業務実績
- ② 業務実施体制
- ③ 予定技術者の経歴等
- ④ 予定技術者の業務実績
- ⑤ 公園計画案
- ⑥ 過去の類似業務の成果品

### 4 企画提案書を特定するための評価基準

以下の項目について二次審査（書類審査及びヒアリング審査）を実施し、二次審査の評価点合計が第一順位の企画提案者を、委託先の第一候補として選定する。

- ① 資料作成能力
- ② 業務実施方針
- ③ 既存擁壁長寿命化計画
- ④ 擁壁の新設計画
- ⑤ 公園計画案及び補足説明資料
- ⑥ 工程計画
- ⑦ 概算見積り
- ⑧ 専門技術力
- ⑨ 取組み意欲
- ⑩ コミュニケーション能力

### 5 手続等

#### (1) 担当部課

- ・世田谷区世田谷総合支所街づくり課 鍋坂・岡澤・佐野  
電話：03(5432)2872〔直通〕 ファクシミリ：03(5432)3055  
Eメールアドレス：SEA02202@mb.city.setagaya.tokyo.jp  
所在地：世田谷区世田谷総合支所街づくり課  
〒154-0017 世田谷区世田谷4-21-27 第一庁舎4階  
郵送先：世田谷区世田谷総合支所街づくり課  
〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27
- ・世田谷区みどり33推進担当部公園緑地課 津田・向吉  
電話：03(6432)7910〔直通〕 ファクシミリ：03(6432)7989

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

① 交付期間：令和5年6月26日（月）から7月18日（木）

（土曜・日曜・祝日を除く日の8時30分から17時まで）

② 交付場所：世田谷区世田谷総合支所街づくり課窓口及び世田谷区ホームページ

世田谷区世田谷4-21-27 第一庁舎4階

HP：[トップページ](#) → [住まい・街づくり・環境](#) → [街づくり](#)  
→ [各総合支所の街づくり](#) → [世田谷総合支所管内の街づくり](#)

URL：<https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/sumai/003/002/001/d00204637.html>

③ 交付方法：希望者に無償で交付場所にて交付する。

(3) 参加表明書の受領期限、提出場所及び方法

① 提出期限：令和5年7月20日（木）17時

② 提出先：(1)に同じ。

③ 提出方法：持参または郵送（締切日必着。書留郵便に限る）

(4) 企画提案書の受領期限、提出場所及び方法

① 提出期限：令和5年8月21日（月）17時

② 提出先：(1)に同じ。

③ 提出方法：持参または郵送（締切日必着。書留郵便に限る）

## 6 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金：[免除]

(3) 契約書作成の要否：[要]

(4) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を随意契約により締結する予定の有無：[有]

(5) 契約の締結等について

- ・ 審査の結果、第一順位の企画提案者を委託先の第一候補者として委託内容の詳細及び仕様について協議を行い、区及び候補者双方の合意に基づき契約を締結する。
- ・ 本プロポーザルは契約候補者の選定を目的とし、区は選定された企画提案書の内容に拘束されないものとする。
- ・ 企画提案書の提出を辞退する場合、辞退する旨を記した書面にて申し出ること（様式は任意）。尚、企画提案書の提出を辞退しても、不利益な取扱いをすることは一切しない。

(6) 費用負担

- ・ 参加表明書及び企画提案書の作成、提出にかかる費用は、参加者の負担とする。

(7) 記載内容の変更について

- ・ 企画提案書提出後において、原則として企画提案書に記載された内容の変更は認めない。また、企画提案書に記載された予定技術者（再委託先も含む）は、原則として変更できない。ただし、病休等のやむを得ない理由により変更を行う場合は、発注者から、同等以上の技術者であるとの区担当者の了解を得なければならない。

- ・ 企画提案書の内容を契約の特記仕様書に反映する場合は、区は、業務の具体的な実施方法について提案を求めることができる。
- (8) 企画提案者の失格について
- ・ 参加表明書及び企画提案書に虚偽の記載をした場合は、提出された企画提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止等の処置を行うことがある。また、審査の公平性を損なう行為を行った企画提案者は、失格とする。
- (9) 提出物の取り扱い
- ・ 提出された参加表明書及び企画提案書は返却しない。尚、提出された参加表明書及び企画提案書は、選定以外の目的に無断で使用しない。
  - ・ 区は、この案件に参加を表明した者及び企画提案書を提出した者の商号・名称並びに企画提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。尚、参加表明書及び企画提案書を公表する場合は、事前に提出者の同意を得るものとする。